

注文書

二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社 宛

年 月 日

所在地
会社名
電話番号
e-mail

別紙「データ提供に関する利用規約」に同意したうえで下記のデータを購入します。

担当者署名

記

<データ内容>

1) 垂直営農型発電所の通年発電データ

- ・ 期間：2022.4.1~2023.3.31
- ・ データ頻度：1時間単位（表1）
- ・ 発電所スペック（モジュール型式、PCS型式、配置図、配線図等）
- ・ データ形式：.xlsx
- ・ 集計データ：月毎時間別の発電データ平均値・合計値（表2）

検測時間	年	月	日	時刻	POS出力量(kWh)
2022-04-01 00:00:00	2022	4	1	00:00	0
2022-04-01 01:00:00	2022	4	1	1:00	0
2022-04-01 02:00:00	2022	4	1	2:00	0
2022-04-01 03:00:00	2022	4	1	3:00	0
2022-04-01 04:00:00	2022	4	1	4:00	0
2022-04-01 05:00:00	2022	4	1	5:00	0.23
2022-04-01 06:00:00	2022	4	1	6:00	3.11
2022-04-01 07:00:00	2022	4	1	7:00	7.3
2022-04-01 08:00:00	2022	4	1	8:00	15.19
2022-04-01 09:00:00	2022	4	1	9:00	27.42
2022-04-01 10:00:00	2022	4	1	10:00	29.97
2022-04-01 11:00:00	2022	4	1	11:00	40.59
2022-04-01 12:00:00	2022	4	1	12:00	45.13

表1.データ頻度の例（日24コマ×365日=8,760コマ）

ave⇒		1	2	3	4
0:00:00	0	0	0	0	0
1:00:00	0	0	0	0	0
2:00:00	0	0	0	0	0
3:00:00	0	0	0	0	0
4:00:00	0.105369863	0	0	0	0.011667
5:00:00	1.489863014	0	0	0.143226	2.129667
6:00:00	5.810876712	0.099032	1.253571	5.192258	8.87

sum⇒		1	2	3	4
0:00:00	0	0	0	0	0
1:00:00	0	0	0	0	0
2:00:00	0	0	0	0	0
3:00:00	0	0	0	0	0
4:00:00	38.46	0	0	0	0.35
5:00:00	543.8	0	0	4.44	63.89
6:00:00	2120.97	3.07	35.1	160.96	266.1

表2.集計データの例（左：月平均値 右：合計値）

2) 近隣 (7.4km) 野立発電所の通年発電データ

- ・データ提供内容は1) に同じ

3) 近隣7箇所の野立発電所の通年発電データ

- ・データ提供内容は1) に準ずるがデータ頻度は月毎のみ

4) データ比較表・グラフ

- ・比較内容：1) と2) の比較、1) ～3) までの比較
- ・データ形式：.pptx

<価格>

55,000 円 (税込)

以上

<支払い方法・データ受け渡し方法>

銀行振込のみに対応しています。

注文後に送付される請求書記載の口座に2週間以内にお支払ください。

お振込確認後データを e-mail またはクラウドドライブにて送付します。

*データの再配布、無断掲載を禁じます。

データ提供に関する利用規約

二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（以下「甲」という）および発注者（以下「乙」という）は、甲から乙への垂直営農ソーラーの発電量通年データ等の提供に関し、以下のとおり利用規約を定め、これを遵守することに同意する。

第1条（定義）

本利用規約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、本利用規約に基づき、甲が乙に対し提供する、甲が利用権限を有するデータであって、別紙に詳細を定めるものをいう。ただし、提供データには、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報は含まない。
- ② 「本目的」とは、乙が、垂直ソーラーの実績を分析・調査することをいう。
- ③ 「派生データ」とは、乙が、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

第2条（提供データの提供方法）

甲は、本利用規約の期間中、乙に対して提供データを、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、甲は、データ提供の前までに乙に通知することで別紙の仕様および提供方法を変更することができる。

第3条（提供データの利用許諾）

1. 甲は、乙に対して、提供データを本利用規約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
2. 乙は、本利用規約で明示的に規定されるものを除き、提供データについて開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および提供の停止を行うことのできる権限を有しない。
3. 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、提供データを第三者（乙が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、漏えいしてはならない。
4. 提供データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、甲に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

第4条（対価・支払条件）

1. 乙は、提供データの利用許諾に対する対価として、甲に対し1年分あたり50,000円を支払うものとする。
2. 乙は、注文後2週間以内に、第1項に定める金額に消費税額および地方消費税額を加算した金額を、甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。甲は支払確認後2週間以内に別紙1に定める方法でデータを提供する。

第5条（提供データの非保証）

1. 甲は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
2. 甲は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性（本目的への適合性）、提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。

第6条（責任の制限等）

1. 甲は、乙による提供データの利用に関連する、または提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の乙による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わない。
2. 乙は、提供データの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。甲は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
3. 乙は、前項に定める紛争等に起因または関連して甲が損害、損失または費（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合（ただし、当該紛争等が甲の帰責事由に基づく場合を除く）、甲に対して、当該損害等を補償する。

第7条（利用状況）

甲は、乙に対し、乙による提供データの利用が本利用規約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。

第8条（提供データの管理）

1. 乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
2. 甲は、提供データの管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データの漏えいまたは喪失のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して提供データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
3. 前項の報告または是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

第9条（損害軽減義務）

1. 乙は、提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本利用規約に違反する提供データの利用（以下、「提供データの漏えい等」という）を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。
2. 乙の故意または過失により、提供データの漏えい等が生じた場合、乙は、自己の費用と責任において、提供データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を甲に報告しなければならない。

第10条（秘密保持義務）

1. 甲および乙は、本利用規約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本利用規約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報

- ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
3. 被開示者は、本利用規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
 4. 本条に基づく義務は、本利用規約が終了した後も5年間存続する。

第11条（派生データ等の取扱い）

1. 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、乙のみが一切の利用権限を有する。ただし、学会誌や論文、レポートに利用する場合は甲にあらかじめ報告する。
2. 提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。

第12条（有効期間）

本利用規約の有効期間は、同意日から5年間とする。

第13条（不可抗力免責）

本利用規約の同意期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他甲および乙の責に帰すことができない事由による本利用規約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲および乙は責任を負わない。

第14条（残存条項）

本利用規約終了後も、第3条第2項および3項（受領者の義務）、第6条（責任の制限等）、第10条（秘密保持義務）、第11条（派生データ等の取扱い）、本条（残存条項）、第15条（権利義務の譲渡の禁止）、第17条（準拠法）、第18条（紛争解決）は有効に存続する。

第15条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本利用規約上の地位を第三者に承継させ、または本利用規約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第16条（完全合意）

本利用規約は、本利用規約の対象事項に関する当事者間の完全な合意を示すものであり、本利用規約締結までに当事者間でなされたあらゆる合意は効力を失うものとする。

第17条（準拠法）

本利用規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第18条（紛争解決）

本利用規約に関する一切の紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

2023.6.27 初版制定